

福島県内の橋梁等の2021年度(令和3年度)点検結果をとりまとめ
～福島県の道路メンテナンス概要(2巡目の3年目)の公表～

2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検を実施しています。

今般、2巡目(2019～2021年度)の点検実施状況、これまでの措置状況、道路メンテナンス会議の取り組み等を「福島県の道路メンテナンス概要」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1. 2巡目点検は1巡目点検より進捗

- ・ 2巡目(2019～2021年度)の点検実施状況は、橋梁:61%、トンネル:60%、道路附属物等:47%を実施しており、1巡目点検よりも全体として進捗しています。
- ・ 全道路管理者の2019～2021年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の施設数は、橋梁:1529橋、トンネル:87箇所、道路附属物等:106施設となっています。

2. 地方公共団体の橋梁の修繕等措置の着手率が5割

- ・ 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁で、2021年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省:91%、高速道路会社:83%、地方公共団体:54%となっています。

3. 5年間で早期又は緊急に措置を講ずべき状態に変化した橋梁の割合は8%

- ・ 1巡目の2014年度～2016年度の点検で健全又は予防保全段階(判定区分Ⅰ・Ⅱ)と診断された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2021年度の点検において、判定区分Ⅲ・Ⅳへ遷移した橋梁の割合は全道路管理者で8%となっています。

福島県道路メンテナンス会議では、点検結果を踏まえ、各道路管理者と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施して参ります。

福島県の道路メンテナンス概要は、以下のWebページにてご覧いただけます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/antenna/pdf/douromente.pdf>

<発表記者会:福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ>

<問い合わせ先>

福島県道路メンテナンス会議事務局

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 TEL024-546-4331(代表)

保全対策官 はつとり 服部 りゆうじ 隆二 (内線306)

福島県土木部 道路管理課 TEL024-521-7468(直通)

主幹兼副課長 あんどう 安藤 じゆんや 淳也